

令和8年度「みえ」の仕事マッチングサイトの再構築及び運用・保守等
業務委託仕様書

1 業務の目的

県内外の若年求職者等に対して、県内企業の求人情報を効果的に届けるために運営している「みえ」の仕事マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）について、同サイトの再構築によりアクセス件数の増加や情報接触機会の拡大を図るとともに、適切な運用・保守等を実施することで、安全で円滑なサイト運用を行うことを目的とする。

2 業務名

令和8年度「みえ」の仕事マッチングサイトの再構築及び運用・保守等業務委託

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) マッチングサイトの再構築等

マッチングサイトに掲載している県内企業の求人情報が若年求職者等の目に触れる機会を増やすため、アクセス数の多い民間求人サイトにマッチングサイトの求人情報のデータが提供されるよう、同サイトを再構築すること。また、現行運用中のマッチングサイトが保有するデータを新設サイトに移行すること。

- ・別紙1「マッチングサイト要件定義書」に基づき、マッチングサイトの再構築を行うこと。なお、必ずしもシステムを自前で開発する必要はなく、既存の民間サービスで同様の機能やサービスを実現できる場合は、その活用も可能とする。
- ・マッチングサイトに掲載した求人情報が民間求人サイトに掲載されるよう、特定民間求人サイト運営事業者（以下「指定事業者」という。）が別途提示する技術的な仕様に基づき、指定事業者に求人情報等のデータを提供すること。なお、指定事業者への求人情報等のデータ提供形式は、XML形式（单一データ形式で複数の民間求人サイトに共通して掲載可能となる汎用性を持ち合わせているもの）を想定している。詳細は、別紙2「選択肢イの場合の求人情報XMLフィード仕様」とおりとする。また、求人情報等の文字コードは、UTF8とし、機種依存文字は取り扱わないものとする。
- ・求人情報のデータ提供を行う民間求人サイトについては、アクセス件数の増加や情報接触機会の拡大を図るために最適なサイトを提案し、当該サイトとの安定かつ確実なデータ連携を実現すること。

- ・再構築期間は、契約日から令和8年6月30日までとし、令和8年7月上旬から新設サイトの運用を開始すること。
- ・現行運用中のサイトが保有する求人情報、企業情報（ID・パスワード）等のデータ移行を行い、滞りなく新設サイトに掲載されるようすること。移行対象データの構成及び形式は、以下のとおりを想定している。
 - ① 求人情報：約250件（CSV形式）
 - ② 画像データ：求人情報に紐づく画像一式（JPEG/PNG形式等）
 - ③ 企業情報（ID・パスワード）：約440件（CSV形式）
- ・移行する求人情報のデータについては、指定事業者にデータを提供する上で不適切な形式や表現（NGワード等）が含まれていないかなどの確認を行った上で、新設サイトに移行すること。
- ・上記確認の結果、県内企業において作業が必要となった場合は、受託者において県内企業へ作業依頼を行うこと。なお、その際の県内企業の作業負担は最小限になるようにすること。
- ・サイトのドメインは、必要に応じて新規に取得すること。なお、現在使用しているドメインを継続して利用することも可能とする。
- ・県向け及び企業向けのマニュアルを作成すること。

（2）求人情報等収集・更新

県が選定した県内企業の登録を行うとともに、以下のとおり県内企業に対して求人情報の募集を行い、収集した求人情報を確認・更新したうえで、求人データベースを作成し、可能な限りリアルタイムに更新すること。

- ・県内企業に対し、マッチングサイトに掲載する求人情報を継続的に募集すること。
- ・求人情報を掲載する県内企業に対して、指定事業者にデータを提供することについて、同意を得ること。
- ・求人情報等作成・更新用入力フォームを作成すること。入力フォームは、指定事業者へデータを提供するにあたり必要な項目を備えるとともに、県内企業が求人情報を入力する際、可能な限り誤入力等が発生しないよう、入力者の負担を軽減するための工夫をすること。なお、入力フォームは、マッチングサイト上に作成する方法でも可能とする。
- ・提出された求人情報について、指定事業者にデータを提供する上で不適切な形式や表現（NGワード等）が含まれていないかなどの確認を行うこと。なお、その確認については、入力フォームにおいてシステム的に行う方法を用いること。また、確認後、必要に応じて更新した求人情報を求人データベースに記録すること。

（3）マッチングサイトの運用・保守

別紙1「マッチングサイト要件定義書」に基づき、マッチングサイトの運用・保守等を行うこと。

- ・運用・保守期間は、令和8年7月上旬から令和9年3月31日までとする。

(4) 付随業務

- (1)から(3)までの業務に付随する以下の業務を実施すること。
- ・それぞれの実施計画・実施体制を取りまとめ、本業務がリスクを回避しつつ円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行うこと。
- ・本業務の進捗状況やマッチングサイトの閲覧数等を記載した進捗状況報告書を作成し、月に1度提出すること。
- ・翌年度以降に円滑に業務を継続できるよう引継書を作成すること。

(5) 留意事項

- ・契約期間におけるサーバ費用（現サーバからの移行費用を含む）やドメイン管理費用、クラウドサービスの利用料等、マッチングサイトの運用にかかる一切の費用は委託料に含めるものとする。

5 成果物の取扱いに関する事項

本業務の各作業内容に係る成果物、納品期日及び納品形態は次のとおりとする。(ただし、民間サービスを利用する場合は、必要な項目・作業内容のみで差し支えない。)

なお、納品期日までに県に内容の説明を実施し、検収を受けること。検収の結果、成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

電子データによる納品については、Microsoft Officeで作成し、メールへの添付またはCD-R等の電子媒体に格納して提出すること。また、納品後、県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。納品の際、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
1	(1) マッチングサイトの再構築	実施計画書	マッチングサイトの再構築に係る、実施体制を含む実施計画書	契約後7日以内	紙媒体1部 電子データ
2	トの再構築	要件定義書	別紙1の要件定義書の最終版	2026/4/30	紙媒体1部 電子データ

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
3		設計書 (基本 設 計 書、詳 細設計 書等)	要件定義を踏まえた基本設計書及び実装するための詳細設計書 (ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイプ用のツール、外部サービスを利用する場合には、その設定情報その他必要となる情報を含む)	2026/4/30	紙媒体 1 部 電子データ
4		ソース コード 一式	マッチングサイトの再構築にあたってのソースコードの一式	2026/7/31	電子データ
5		テスト 計画書	マッチングサイトのリリース前に行う、設計書、要件定義書のとおりに動作するか否かを確認するために行うテストに関する体制、環境、作業内容、作業スケジュール、シナリオ、合否判定基準等を記載した計画書。実施計画書とは別に作成し、提出する。	2026/4/30	紙媒体 1 部 電子データ
6		テスト データ	テストに用いたダミーデータ	2026/7/31	電子データ
7		移行計 画書	現行運用中サイトから新設サイトへ移行するための作業内容、実施時期などをまとめた計画書	2026/4/30	紙媒体 1 部 電子データ
8		実行プ ログラ ム一式	再構築したマッチングサイトそのもの	2026/7/31	電子データ
9		利用通 知書	管理システム URL、管理者 ID 等の接続情報	2026/7/31	紙媒体 1 部 電子データ

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
10		マニュアル	機能一覧、機能説明等、操作方法を示したもの (県向け及び企業向けを作成)	2026/7/31	紙媒体1部 電子データ
11		再構築完了報告書	マッチングサイトの再構築が完了したことを示すもの	2026/7/31	紙媒体1部 電子データ
12	(2) 求人情報等 収集・更新支援	実施計画書	求人情報等収集・更新支援に係る、実施体制を含む実施計画書	契約後7日以内	紙媒体1部 電子データ
13		入力フォーム	県内事業者に求人情報等を入力してもらうための入力フォーム (マッチングサイト上に作成する場合は不要)	2026/7/31	電子データ
14		求人情報等データ	収集したデータ及び更新した差分データ	月次(翌月10日)	電子データ
15	(3) マッチングサイトの運用・保守	実施計画書	マッチングサイトの運用・保守に係る、実施体制を含む実施計画書	契約後7日以内	紙媒体1部 電子データ
16		システム障害報告書	発生したシステム障害の概要を記載したもの	必要に応じて	紙媒体1部 電子データ
17	(4) 付随業務	プロジェクト計画書	実施計画・実施体制の全体をまとめ、具体的なプロジェクト管理に関する方法を定めたもの	契約後7日以内	紙媒体1部 電子データ
18		議事録	定例会議や打ち合わせに関する議事録	定例会議等後7日以内	紙媒体1部 電子データ
19		進捗状況報告書	業務の進捗状況、マッチングサイトの閲覧数等を記載したもの	月次(翌月10日)	紙媒体1部 電子データ

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
20		業務完了報告書	プロジェクト計画書に基づき、業務が完了したことを示すもの	2027/3/31	紙媒体1部 電子データ
21		引継書	翌年度以降の受託者に引継ぐべき事項をまとめたもの	2027/3/31	紙媒体1部 電子データ

6 業務の実施に関する事項

(1) 機密保持・資料の取扱い

本業務における情報セキュリティ要件については、コンピュータウイルスの侵入、不正アクセス、データの改ざん等の防止のため、「三重県電子情報安全対策基準（三重県セキュリティーポリシー）」を遵守して行うこと。

(2) 成果品の著作権の取扱い

本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。

(3) 個人情報の取扱い

本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。

(4) 知的財産権の帰属

- 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て県に帰属するものとする。
- 県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に県の承認を得ることとし、県は、既存著作

物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- ・本業務のプログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、県から受託者に対価が完済されたとき受託者から県に移転するものとする。ただし、従前より受託者が有する汎用利用可能な知的財産権及び産業財産権、さらに受託者が提供するサイト（民間サービスを利用した構築箇所）は受託者へ留保するものとする。
- ・受託者は県に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

（5）業務の引継ぎ

- ・本業務が終了する場合及び受託者が交代するなどの場合、受託者は契約期間中に引継期間を設け、円滑に業務を引き継ぐこと。
- ・引継ぎの際は、本業務の業務全般にわたる引継書を作成し、紙媒体及び電子媒体により、県と協議して決定した日までに県へ提出すること。引継書の内容は、本仕様書に掲げる事項について、各業務の処理状況や留意点等を記載し、引継先事業者が速やかに業務を実施できるようにすること。
- ・県が引継ぎ未完了と認めた場合は、本業務の契約終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。
- ・受託者は、本業務の契約終了後であっても、本業務の範囲内における県及び引継先事業者の問い合わせ等に可能な限り誠実に対応すること。

7 その他留意事項

- （1）本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- （2）本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- （3）県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- （4）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- （5）業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

（6）契約不適合責任

- ア 県は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- イ 前項に規定する場合において、県は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- ウ 第1項に規定する場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- エ 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が県の供した材料の性質又は県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- オ 県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、県は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（7）暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする

（8）障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

（9）不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。
 - ③発注所属に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- イ 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する 物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 本業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記1

成果品の著作権等に関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(著作権の帰属等)

- 第1条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。
- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
 - 3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
 - 4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するためには必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
 - 5 甲は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
 - 6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
 - 7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
 - 8 前2項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
 - 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
 - 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(工業所有権)

- 第2条 委託業務の履行に関連して甲及び乙が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権（以下「工業所有権」という。）を獲得した場合、甲が成果品等を利用（委託業務の目的に添った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。）するためには必要な範囲において甲乙相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、甲及び乙は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、甲及び乙は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- 2 乙が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、乙は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
 - 3 乙が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、甲が成果品等を利用するためには必要な範囲において、甲又は甲の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
 - 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(第三者の権利侵害)

- 第3条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。
- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - 一 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - 二 甲が成果品を利用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
 - 3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

別記2

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法

かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託

先の誓約

- 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

- 第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に係る個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。